相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区下馬二丁目二五九番地、最後の住所東京都世田谷区粕谷二丁目二三番一号区立芦花ホーム

被相続人　亡　平尾　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル六〇五号大畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大畑　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区江北三丁目九三七番地、最後の住所東京都足立区加賀一丁目八番八号

被相続人　亡　堀切直治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

東京都中央区銀座三―九―一九吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広津　佳子

（登録姓　橘高）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区目白五丁目一九四一番地、最後の住所東京都豊島区目白五丁目一八番二三号

被相続人　亡　久保田瑛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

事務所東京都千代田区二番町九―八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区西大泉一丁目一八一二番地、最後の住所東京都世田谷区南烏山四丁目一三番三―三〇八号

被相続人　亡　青木　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

東京都千代田区麹町一―三―一一麹町第二センタービル三〇一松本克己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区石神井町一丁目二四一六番地、最後の住所東京都練馬区石神井町一丁目一一番四号

被相続人　亡　寺西　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

東京都港区西新橋一―二〇―三虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市本町五番地八、最後の住所東京都練馬区上石神井南町一九番八号

被相続人　亡　平野　禎治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

東京都港区西新橋一丁目四番一四号物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　足立　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区西神田三丁目五番地三、最後の住所東京都豊島区西巣鴨四丁目一番七号

被相続人　亡　萱岡　宣仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

事務所東京都中央区京橋二丁目八番二一号金鳳堂ビル五階飯塚総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　理江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区伊興二丁目二九八三番地、最後の住所東京都足立区伊興二丁目一四番二二号

被相続人　亡　當摩　泰万

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

東京都渋谷区桜丘町一七番六号渋谷協栄ビル七階桜丘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　亀井　真紀

（登録姓　中村）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区日進町二四番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

川崎市川崎区東田町一一番地二六　三起ビル東田四階

相続財産管理人　弁護士　北川　貴啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区鍛冶町一九六番地、最後の住所静岡県浜松市中区小豆餅一丁目二三番二号

被相続人　亡　奥田　善久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

静岡県浜松市東区小池町一四八六番地ミュゼ小池四〇四

相続財産管理人　名波　直紀

第50期決算公告

平成26年3月31日

宮城県登米市南方町雷588番地3

宮城ダイナパック株式会社

代表取締役　河津　武雄

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	429,825
	固定資産	188,167
	合計	617,992
負債及び純資産の部	流動負債	299,092
	固定負債	49,652
	株主資本	266,889
	資本金	20,000
	利益剰余金	246,889
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	241,889
	（うち当期純利益）	（26,340）
	評価・換算差額等	2,358
	合計	617,992

第43期決算公告

平成26年3月31日

岩手県八幡平市大更第47地割34番地2

株式会社南部富士カントリークラブ

代表取締役　森澤　寿夫

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	101,665
	固定資産	644,972
	合計	746,638
負債及び純資産の部	流動負債	110,359
	固定負債	1,073,768
	株主資本	△437,489
	資本金	83,000
	利益剰余金	△520,489
	その他利益剰余金	△520,489
	（うち当期純利益）	（25,773）
	合計	746,638

第10期決算公告

平成26年3月31日

岩手県八幡平市大更第47地割34番地2

南部富士株式会社

代表取締役　森澤　良久

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,602
	固定資産	761,450
	合計	770,052
負債及び純資産の部	流動負債	30,728
	固定負債	104,300
	株主資本	635,024
	資本金	283,011
	資本剰余金	282,926
	利益剰余金	69,086
	その他利益剰余金	69,086
	（うち当期純利益）	（15,143）
	合計	770,052